

久留米市競争入札参加者資格審査等事務要領

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 建設工事（第5条―第6条）
- 第3章 業務委託（第7条―第8条）
- 第4章 物品の買入れ、製造及び不用品の売払い（第9条―第10条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第16条第3項に定める有資格者名簿の登録について、必要な事項を定めるものとする。

（有資格者名簿）

第2条 市長は、久留米市入札参加資格について（平成24年久留米市告示第126号）に基づいて入札参加資格を審査し、入札参加資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）について、次の各号に掲げる種類の有資格者名簿を作成するものとする。

- （1）建設工事
- （2）業務委託
- （3）物品の買入れ、製造及び不用品の売払い（以下「物品の買入れ等」という。）

2 有資格者名簿は久留米市公式ホームページに掲載する。

（入札参加資格の取消）

第3条 市長は、虚偽記載等の不正な手段により資格を取得したと認められる場合又は入札参加資格を有しないと認められる場合については、久留米市資格審査等委員会（平成27年3月23日決裁）に諮って当該有資格者の入札参加資格を取り消す。

2 前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、書面により通知するものとする。

（変更の届出等）

第4条 有資格者は、申請書記載事項に変更があったとき又は建設業法第12条各号の一に該当することとなったときは、遅滞なく届出なければならない。

2 前項にかかわらず、登録業種及び希望順位を変更できるのは、原則として、以下の各号に掲げる場合とする。

- （1）建設工事にあつては、更新申請時
- （2）業務委託にあつては、定期受付年を除く6月1日から6月15日まで
- （3）物品の買入れ等にあつては、定期受付年を除く5月10日から5月31日まで

第2章 建設工事

(申請受付の方法)

第5条 市長は、建設工事に係る新規の入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）については、別に定める申請要領に基づいて随時受け付けるものとする。

- 2 建設工事に係る有資格者が、次条に定める入札参加資格の有効期間満了後も引き続き競争入札に参加しようとする場合は、当該期間の満了後6月以内に更新の申請を行い、市長はその申請を随時受け付けるものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第6条 建設工事に係る入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23及び第27条の24の規定による経営に関する事項の審査の有効期限までとする。

- 2 前項の入札参加資格の認定日は、新規の申請にあつては毎月月末までに受け付けたものは翌々の1日とし、更新の申請にあつては当該申請の審査を終えた日とする。

第3章 業務委託

(申請受付の方法)

第7条 市長は、業務委託に係る申請については、別に定める申請要領に基づいて2年に1回の定期受付年の6月1日から6月15日（当該日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、当該休日の翌日。以下同じ。）まで受け付けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、定期受付がない年の6月1日から6月15日まで中間年の申請を受け付けるものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第8条 業務委託に係る入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認定したときから次の定期受付年の7月31日までとする。

- 2 前条第1項の定期受付年の入札参加資格の認定日は、同年の8月1日とし、前条第2項の中間年の申請の資格認定日は、同年の8月1日とする。

第4章 物品の買入れ等

(申請受付の方法)

第9条 市長は、物品の買入れ等に係る申請については、別に定める申請要領に基づいて3年に1回の定期受付年の5月10日から5月31日まで受け付けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、定期受付年の10月11日から次の定期受付年の4月10日まで随時の申請を受け付けるものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第10条 物品の買入れ等に係る入札参加資格の有効期間は、入札参加資格を認定したときから次の定期受付年の9月30日までとする。

- 2 前条第1項の定期受付年の入札参加資格の認定日は、同年の10月1日とし、前条第2項の随時申請の資格認定日は、毎月11日から翌月10日までに受け付けたものについて、翌々の1日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。